

事務連絡  
令和 5年 7月 4日

各都府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男

### 印紙税非課税措置について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、当該非課税措置の対象となる自然災害について、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害」が被災者生活再建支援法の適用となるとの情報提供がありました。（該当区域：添付資料参照）

なお、既に印紙税を納付してしまった場合には、印紙税の過誤納確認申請手続きにより印紙税額の還付を受けることができます。（国税庁HP参照）

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

#### 【添付資料】

20230630\_国交省事務連絡

#### 【参考 URL】

- ・ 国税庁リーフレット（印紙税の非課税措置について）  
<[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshi\\_2904.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshi_2904.pdf)>
- ・ 国税庁Q&A（自然災害等に係る印紙税の非課税措置に関するQ&A）  
<[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshi\\_qa2904.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshi_qa2904.pdf)>
- ・ 国税庁HP（印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い）  
<<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/inshi/annai/pdf/yusou.pdf>>

<p>【担当】 事業部 川瀬 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp</p>
--